

2004年 いしがみ税経通信

平成16年4月27日大安

1.住宅・土地税制

損益通算廃止(H16.1/1～譲渡より) 下記特例有り
再出発税制(住宅ローン残>売却額)・譲渡損失3年間繰越・損益通算可
(要件・H16.1/1～H18.12/31に居住用譲渡・5年超居住・所得3000万以下)
特定居住用買換譲渡損失繰越3年延長(翌年12/31までに取得・居住)
長期譲渡税率 現行26% 改正20%(短期52% 39%)
優良宅地造成のため・譲渡所得2000万以下14%へ(現行4000万以下20%)
長期譲渡100万円控除廃止(H16年分所得税より)
住宅ローン(H16年～H20年まで居住の場合、控除期間・控除率変更有り)

2.中小企業・ベンチャー

非上場株式の譲渡税率 現行26% 改正20%(H16.1/1以後譲渡)
上場株譲渡損繰越(非上場との通算可)
相続納付の為、発行会社へ譲渡・みなし配当とせず譲渡課税(H16.4/1以後)

3.法人税制

欠損金繰越期間 現行5年 改正7年(H13.4/1以後開始年度発生欠損金より)
帳簿・書類保存義務期間 5年 7年へ
法人土地重課税H15.12/31迄適用停止 5年延長(H20.12/31迄)

4.年金税制(H17年分以後所得税及びH18年分住民税より)

公的年金等控除65歳以上の上乗せ措置廃止(高齢者最低保障140万円 120万円へ)
老年者控除50万円廃止

5.その他

ゴルフ会員権譲渡損益通算不可(H17年分より)
通勤手当片道45^千円以上の者非課税額引上げ(H16.4/1以後交通費)
簡易簿記経過措置廃止(H17年分より)・正規簿記(出納帳等)は青色の最低要件
青色申告特別控除現行55万円 改正65万円(H17年分より)

青色特別控除	現行	改正	帳簿・書類整理は 事業者・賃貸者の 絶対条件!
正規簿記	55万円	65万円	
簡易簿記	45万円	10万円	
上記以外	10万円		

6.グリーン化税制

H16年～H17年新規登録一定車・・・自動車税100分の50軽減
H17年排出ガス基準値より75%以上よいもの・・・100分の25軽減

7.消費税改正(課税売上1000万円以上)

届出提出期限・・・課税期間末日まで(3月決算法人の場合H17.3/31まで)
(個人事業者の場合H17.12/31まで)

(資産活用・・・相続後では手遅れ)

生前と相続後の対策(生前贈与・従来の贈与慎重に選択)
相続税2～3割減可能(5%以下の特殊技術を持つ税理士のみ)
所有地・物件整理・優良物件取得等収入対策、法人設立効果
賃貸物件が木造・軽量鉄骨・プレハブ系では低収益となる
保有土地が農地、駐車場が50%以上占めると将来はない
広く価値高きものへの移行(耐震・防音・追炊き・衛星・PC接続機器完備)
18坪以上のファミリー用・独身用1LKが不足

(これから・・・)

会計事務所(職員5～15名以内・丁寧・簡易・資産税得意事務所が生き残る)
日本の不況(今後5年は継続)
上海・北京・一部の都市は急上昇・<現在>上海(日本の30年前)北京(50年前)
伸びる会社(危機感・現状認識・判断力・実行力・改善力・バランス力保有)
大企業は5年内に抜本的改革進行・中小企業は10年内になりゆき改革
今後設備投資は中国がNO.1・15年後の中国は世界をリードする
欧州・アメリカは上昇下降しながら平均的推移
アメリカもITバブル・不動産バブルに苦しみ始めている

(教育の重点) 人の価値・地球環境の保護・知恵の育成・会話力

〒340-0043 埼玉県草加市草加4-1-32 レキシントンビル
いしがみ事務所
TEL 048-944-4548(代) FAX 048-944-4251(代)